

## 申請書等における性別記載の見直しについて

## 1 性別記載見直しの方向性

性の多様性の観点から、市が市民の皆さんに提出を求める申請書や交付する証明書等については、市に裁量の余地がないもの（国や府など、市以外が様式を定めているもの）や、業務上、性別情報が必要となる理由があるものを除き、性別記載を廃止するとともに、性別記載を廃止できない申請書等についても、できる限り性別記載の方法を工夫する方向で進めている。

## 2 申請書等における性別記載の見直しに関する状況

（令和2年2月17日現在）

平成30年7月31日から見直しの方向性を共有の上、調査を行い、その結果を踏まえて、順次要綱等を改正して性別記載廃止を進めてきた。性別記載を廃止可能な申請書等は令和3年4月1日までに改正完了予定。

性別記載を残すものは、性別により配慮または対応することが必要な、乳幼児の健診や保育利用の申請などである。

性別記載を工夫しているものは講座の申込、図書カードの申込で、利用ニーズの把握のため性別記載を必要としているが、本人の意思で記載できるよう、選択制ではなく空欄としている。

性別記載のある申請書等※	性別記載廃止の可否		否の場合、廃止できない理由		性別記載についての方向性 (廃止予定、工夫可、現行のまま)	
	可	56			廃止済	25
113	可	56			廃止予定	31
					現行のまま	48
	否	57	性別により配慮または対応をするため収集する必要がある	48	工夫可	3
			統計上、収集する必要がある	6	現行のまま	3
			法令等に基づき、本人確認等のため収集する必要がある	3	現行のまま	3

※市に裁量のある申請書等のうち、法令、例規、要綱等で定めているもの。アンケートなど任意で作成したものは含まない。